

障がい者の支援に関する施策についての意見

障害者施策推進協議会委員名 谷村 操

鳥取県民生児童委員協議会理事

No	分野	3. 安全・安心_(1)防災対策の推進
1		第1避難所(災害発生当初に避難するよう指定されている避難所、とのこと(=指定緊急避難所と思われる))のバリアフリー整備は進められているか。 新しい施設等であれば問題ないと思うが、中には古い体育館などもあるため、バリアフリー整備状況に不安がある。

担当課	回答
危機管理政策課	市町村が開設する指定避難所のバリアフリー化については、施設の管理者において国や県の財政措置を活用して、トイレの多目的化やスロープの設置等必要に応じた整備が進められているところです。このたび鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例を改正し、市町村は高齢者、障がい者等多様な人の特性に配慮した避難所の生活環境の整備に努めることを規定しており、避難所のバリアフリー化に取り組んでいただくよう引き続き求めていきます。

No	分野	8. あいサポート運動の推進_(2)県外での取組み
2		あいサポート運動の県外での取組にはどのようなことがあるか教えてほしい。 【説明】 県外でも運動が広がっていることをきくが、鳥取県のようにみんなが名前を知っていたりバッジを見て何のバッジかわかるというほどではないと思う。県外では具体的にどのような活動が行われているのか。

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加推進担当)	鳥取県独自の取組としてスタートした「あいサポート運動」は、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターの活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指すものです。 この運動の趣旨に賛同した、7県3市5町と連携協定を結び、鳥取県内で行われている内容と同じ、運動を展開しています。(あいサポート研修、企業・団体認定制度等) 【連携協定 H22 鳥根県、H23 広島県、H25 長野県・奈良県、H26 埼玉県富士見市・三芳町・韓国(江原道)、H27 山口県・岡山県・埼玉県秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町、H28 和歌山県・登別市]

障害者施策推進協議会委員名 山根 裕

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会理事

No	分野	1. 生活支援_(1)相談支援体制の構築
3		相談しても事務的なところがある、また障がい者の人がどこに相談すればよいかかわからない人が多い。 【説明】 相談支援事業所や市町村の担当者が健常者だからなのか、どうしても本人の意に沿わない、事務的な対応をされてしまう。相談を受ける側に当事者がいれば違うのではないかとさえ思う。もっと本人の苦労や思いを酌んだ対応をしてほしい。

担当課	回答
障がい福祉課	相談支援専門員の研修において、当事者本位のマネジメントについて研修を行っていますが、必要があれば、研修の中でも演習等の中で、利用者本人の意向や気持ちに寄り添った支援を行うよう伝えていくこととします。 市町村の担当に対しては、機会を捉えて、このような意見があったことをお伝えします。

No	分野	1. 生活支援_(6)福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
4		福祉用具についても65歳以上の人は介護保険との関係がある。 【説明】 補装具及び福祉用具について、介護保険サービスでは福祉用具はリースとなっているが、給付もできるようにすることで自己負担も公費負担も減るのではないか。

担当課	回答
長寿社会課	介護保険制度における福祉用具については、その状態に応じた福祉用具を使用する観点から貸与が原則となっていますが、そのあり方については、平成28年の国の社会保障審議会介護保険部会において、「貸与と購入の選択制を導入」等の意見が取り上げられているところであり、現在も、福祉用具の保険給付の適正化について検討されていますので、その動向を注視していきたいと考えています。

No	分野	1. 生活支援_(0)全般
5		その他多くの問題もあるが事前に関係者と協議してもらいたい。 【説明】 今回の条例(あいサポート条例)や手話言語条例もそうだが、条例を作ったり県で方針を決めること自体が目的ではない。もっと当事者や関係者に寄り添い、意見をきく機会を定期的に、より頻繁に設け、当事者の思いを施策に反映させてほしい。

担当課	回答
障がい福祉課	今回の協議会も含め、様々な機会を捉えて、当事者や関係者との意見交換により御意見や御要望をより施策に反映させたいと思います。

分野 No	1. 生活支援__ (3)障がい児支援の充実
6	<p>放課後デイサービスにおいて、障害児の支援の経験者の配置などによる体制構築を進めてほしい。</p> <p>【説明】放課後デイサービスは急増中であり、障害の特性に対応した十分な支援が行き届かない状況を考慮し、十分な支援体制を構築して取り組める制度化が必要と考える。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課	<p>障がい福祉サービス事業所職員等を対象に研修を実施し、重症心身障害児者及び発達障がい児者に携わる支援者の育成を行っています。受講者にとって有用な内容となるように研修内容を検討したいと思いますし、『エール』発達障がい者支援センターなど県主催の研修についても、今後さらに充実できるよう引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、今年度から、放課後等デイサービス事業所に対して、ガイドラインの周知徹底など支援の質の向上や充実を目的とした研修会を行います。今後も放課後等デイサービス事業所におけるサービスの質と安定が更に保たれていくよう、管理者向けの研修等に取り組んでいきます。</p>

分野 No	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
7	<p>JR及び、バス車内の表示をわかりやすく改善してほしい。</p> <p>【説明】車内アナウンスのきこえない人にとって、車内表示は大切な情報である。県外の旅行者にとってもバス停表示が数か所先まで表示があると安心できる。JRの場合、遅延などの情報を音声のみではなく見える情報を取り入れる必要がある。</p>

担当課	回答
交通政策課	<p>各市町村やバス事業者等で構成する地域交通協議会や定例で開催しているJRとの連携会議の中でいただいたご意見を共有し、分かりやすい表示方法を含めた利用しやすい環境について意見交換していきたいと思っています。</p>

分野 No	4. 生活環境__ (3)公共的施設等のバリアフリー化の推進
8	<p>車いすスペースの拡充、磁気ループの設置、情報保障席の配置などハートフル席となるものをつけてほしい。</p> <p>【説明】全ての障害者にとって使いやすい環境整備が活動の幅を広げることにつながり、社会全体のアクセシビリティの向上にもなると考える。</p> <p>【追加説明】公共施設のホールなどの座席で、ハード面においては、車椅子スペースの拡充・聞こえにくい人のための磁気ループ(ヒアリングループ)の常設を、ソフト面においては、優先席の設定(手話通訳者や要約筆記等の支援がある場合は、単なる前ではなく見やすい配置)などが考えられる。またこのような席について、ハートフル駐車場のように対象者を広げ、「ハートフル席」という言葉をつかってはどうか。</p>

担当課	回答
福祉保健課 住まいまちづくり課	<p>【福祉保健課】 県では、「誰もが参加できるイベントの手引き」を作成しており、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく、誰でも自由に参加できるイベントにしていくための望ましい開催方法を示しており、車いす使用者の客席、磁気ループ、手話通訳者や要約筆記等の配置、各障がい特性への配慮事例等についても記載しています。</p> <p>今後この手引きを周知して、障がい者はもとより誰でも自由に参加できるイベントとなるような環境の整備を図っていききたいと思います。</p> <p>【住まいまちづくり課】 まず車いすスペースの拡充については、昨年度、福祉のまちづくり条例告示において、劇場、観覧場、映画館、競技場等の多数のものが利用する施設の客席には車いす使用者各席を施設規模に応じ一定数量以上分散配置する努力義務の要件を新たに定めております。</p> <p>県所有の劇場や競技場についても車いすスペースを設置しており、近年はオリンピック・パラリンピックを見据えてスポーツ施設の車いすスペースを増やす工事を行っております。今後も車いすスペースの確保を推進していききたいと思います。</p> <p>次に磁気ループの設置についてですが、6月に福祉のまちづくり推進事業補助金を改正し、公共性の高い施設に対する視覚障がい者のための音声誘導装置設置の補助の拡充をおこなったところです。磁気ループを含めた補聴システムについては整備実績や補助制度がないことから、検討していききたいと思います。</p>

分野 No	5. 情報アクセシビリティ__ (1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
9	<p>手話通訳者の増員、ICTによる支援者の技術習得に向けた支援の取り組みをより一層推進してほしい。</p> <p>【説明】きこえない、きこえにくい人の社会参加を促していくための連絡、情報の入手、情報処理、コミュニケーションの支援になるものであり、必要不可欠であり、十分な支援を継続していく施策を進めていく必要がある。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(情報AC担当)	<p>情報アクセス・コミュニケーション支援については、これまでも当事者の方々の御意見を踏まえ、様々な施策を講じてきたところであり、引き続き、障がいのある方が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、施策の充実等に取組んでいきます。</p>

分野 No	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1) インクルーシブ教育システムの構築
10	<p>教職員の研修に障害当事者の声を聞いたり、支援に携わる人の話を聞いたりすることを義務付ける研修を進めてほしい。</p> <p>【説明】子どもたちを指導する教職員の障害認識により子どもの将来・進路が左右される面がある。教職員の研修により、障害に対する正しい認識を持ち、一人の人間として尊重する発言をしていく必要がある。そして、心のバリアフリーをより進め、人権教育との連携をもっと図っていく必要がある。</p>

担当課	回答
特別支援教育課	<p>学校の人権教育や福祉教育において、障がい者の理解について位置づけて取り組んでいるところであり、そのためには指導する教職員の認識は重要であると考えております。</p> <p>授業を行うにあたっては、十分に教材研究をする必要性があり、事前準備や校内研修等の機会を捉えて理解啓発を進めていきたいと思っております。</p>

分野 No	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1) インクルーシブ教育システムの構築
11	<p>きこえない子ども本人とその保護者が、手話言語の早期獲得ができるような支援体制を構築する。</p> <p>【説明】きこえない子どものアイデンティティ確立のために幼児期からの早期に手話言語の獲得は重要であり、言語発達にとっても不可欠である。早期に手話言語を獲得することで、きこえる子供と同等の言語発達が見込まれる。家庭内でのコミュニケーションの確保のために保護者にも手話言語の獲得が重要になる。きこえない子どものアイデンティティ確立のため、手話言語の早期獲得ができるように、保護者への支援を含めた具体的な取り組みを図ってほしい。</p>

担当課	回答
特別支援教育課	<p>鳥取県学校などにおいて、早期から行っている教育相談や幼稚部の中で保護者が手話等を学ぶ機会を設けたり、PTAの手話学習会を開催したりして取り組んでいるところです。</p> <p>手話に対する理解については家族への支援も必要であり、社会への啓発として学校において手話普及支援員を活用した学習も行っているところであり、引き続き取組を進めていきたいと思っております。</p>

分野 No	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備
12	<p>手話でコミュニケーションができる教職員の増加及び確保をもっと推進してほしい。</p> <p>【説明】一人ひとりのきこえない子どもたちが手話で学び、手話でコミュニケーションをとることができる環境をつくっていくことが大事である。</p>

担当課	回答
特別支援教育課	<p>鳥取県学校においては、手話検定2級取得者50%を目指して、校内でも積極的に研修を行っているところです。また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、小中学校への理解啓発も進めていきたいと思っております。</p>

分野 No	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
13	<p>文化芸術活動において、障害者でも参加でき、楽しめる合理的配慮の推進を進めてほしい。</p> <p>【説明】文化芸術活動に参画できる環境を整備していくことで、障害者でも文化芸術に親しめる機会が増えると考えます。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(障がい者アート支援担当)	<p>県では、あいサポート・アートとっとり祭りやあいサポート・アートとっとり展を開催し、障がい者が取り組む舞台芸術や芸術・文化作品の発表と鑑賞の機会を提供しています。</p> <p>また、平成27年にあいサポート・アートインフォメーションセンターを倉吉に設置し、障がい者の優れた芸術・文化作品の常設展示や、障がい者が美術や音楽などの創作活動を気軽に体験できるワークショップ等の実施、芸術・文化活動に取り組む障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会を開催するなどの人材育成事業も行っています。</p> <p>なお、9月1日に施行される「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」でも、障がい者文化芸術の推進について明記し、環境の整備等を含め、今後も継続して障がい者の文化芸術の推進に取り組んでいくこととしています。</p>

分野 No	8. あいサポート運動の推進__ (1) 県内での取組み
14	<p>町内会単位での普及、及び、再講習などの取り組みを行ってほしい。</p> <p>【説明】銀行、ホテルなど一定の効果がみられるが、県民への普及は温度差がある。広く県民への普及を図るとともに、再講習を行うことで意識を高める必要がある。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加推進担当)	<p>県は、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例)を9月1日に施行します。この条例は、行政、民間事業者、県民のそれぞれの立場での役割を明確にし、「障がいを知り、共に生きる」社会づくりを一層推進していくものです。</p> <p>これまで条例に規定がなかった「あいサポート運動」について、県民全体で推進することを明確化したことを踏まえ、「あいサポート運動」の普及や障がい者に対する理解の促進に努めていきます。</p>

障害者施策推進協議会委員名	田中 啓子
---------------	-------

鳥取県手をつなぐ育成会理事

No	分野	3. 安全・安心__(1)防災対策の推進
15		福祉避難所の設置の準備が進められていると思いますが、現在どの程度まで進められていますか。 また場所の周知等はされていますか？(北栄町では「避難生活において障がいのある方に対する配慮事項について」というポスターを制作、全地区公民館に掲示(H26)されたり、「福祉避難所設置運営マニュアル」の作成(H26)という話を聞きましたが全県的にはどうでしょうか？)

担当課	回答
危機管理政策課	高齢者や障がい者などの避難行動に支援を必要とする人の滞在が想定される福祉避難所については、当該市町村が地域防災計画や防災マップ、災害時応援協定などであらかじめ位置づけ、それに基づき、住民への周知が図られる必要があります。 県では、福祉避難所運営に係る指針を現在作成中であり、その中にも周知の必要性を記載し、市町村に提示する予定です。 また、福祉避難所はどのような人が利用する施設であるか、その施設名称や所在地、障がいのある人などへの配慮事項などについて広く県民の皆さんに知っていただくよう市町村と連携して取り組みます。

障害者施策推進協議会委員名	岡本 ちえ
---------------	-------

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

No	分野	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
16		医療ケアのある在宅の重症児者の生活を支える事業所(通所、短期入所、訪問介護、訪問看護等)の不十分な現状がなかなか解消されない。医療ケアのある在宅者も困っているが、在学中の同児童も困っており、卒後の進路を検討するにも空きのない状況である。どうしたものか。

担当課	回答
障がい福祉課(障がい福祉サービス担当) 子ども発達支援課	県と日本財団との共同プロジェクトにおいて、医療的ケアが必要な障がい児者と家族が安心して地域で暮らせるよう、生活支援の拠点施設の整備を県内各圏域で検討しています。鳥取大学医学部内に開設した「小児在宅支援センター」で、医療的ケア児に対応する専門人材の養成を始めているところです。併せて、短期入所についても、県の補助事業により、新たな実施病院を確保する取組を進めています。

No	分野	1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実
17		数時間おきに医療ケアがあり、かつ、介助負担も大きい者が、日曜日や祝日の通所利用ができず、家族が困っている。ある事業所では数時間おきの医療ケアのため、1名の看護師の業務に支障がでると敬遠された。日曜日など、福祉の施設では1名の看護師で複数の医療ケアの利用者をみなければならず、仕方がない。有資格者のいる医療機関(病院、診療所など)で福祉サービスができないものか。このようなケースでは日帰りの短期入所ができれば助かると思う。

担当課	回答
障がい福祉課(障がい福祉サービス担当) 子ども発達支援課	県と日本財団との共同プロジェクトにおいて、医療的ケアが必要な障がい児者と家族が安心して地域で暮らせるよう、生活支援の拠点施設の整備を県内各圏域で検討しています。鳥取大学医学部内に開設した「小児在宅支援センター」で、医療的ケア児に対応する専門人材の養成を始めているところです。併せて、短期入所についても、県の補助事業により、新たな実施病院を確保する取組を進めています。

No	分野	1. 生活支援__(3)障がい児支援の充実
18		障がい児支援に関わる計画策定に保護者も関わることができてよいことだと思う。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援担当) 子ども発達支援課	障害児福祉計画策定のみならず、これからも、県の施策にできるかぎり保護者の意見を取り入れていくよう努めます。

No	分野	1. 生活支援__(5)人材の育成・確保
19		障がいのあるものが利用できる「人」が要になると思う。どんな「人」に出会うか、関わるかで生活の質が変わるとも言える。共に生きる「人」の育成と確保を継続していただきたい。 【追記】 子の生活に関わる人を想定している。福祉の現場の職員、関係機関の人、地域住民など。特に現場職員については、技術面でのスキルアップもそうだが、本人の事情を酌んだ対応やコミュニケーションを求めたい。例えば突発的な事情で5分10分遅れたという場合に理由も考えずに怒る職員など、理詰めだけで対応されると、親はかなり負担を感じる。障がい児者とその家族の事情や苦勞を思いやり、理解した対応をしてもらえる事業所があるかどうかで、障がい児者とその家族の生活の質は大きく変わる。

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援担当、社会参加推進担当)	【生活支援担当】 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において、本人中心の支援とは、どのように進めるべきか、県が委託して実施しているサービス事業所等従事者研修の中で、人材育成を進めていきます。また、今後、自立支援協議会等の場で、障害福祉サービス事業に関わる人材育成について、検討を始める予定ですので、個別でも結構ですので、御意見をお寄せ下さい。 【社会参加】 今年9月に、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(通称:あいサポート条例)が施行されます。 これは、県がこれまで取り組んできたあいサポート運動、障がい福祉サービスの充実、手話言語の普及等の取組を発展させ、中部地震等を受けて判明した新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮等を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指すものです。この条例の中で、県独自の取組としてスタートした「あいサポート運動」を県民全体で取り組む運動として位置付けました。 「あいサポート運動」は、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポーターの活動を通じて、障がいのある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指すもので、その実現のため、多くの県民に障がいを理解し、障がいのある方と共に生きる「あいサポーター」になっていただきたいと考えており、今後もこの条例の周知を図りながら、あいサポーターの育成に取り組んでいきます。

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等
20		家族が1日6回～7回胃ろう注入をしている在宅の重症者がいる。注射器で注入するため、対応する母親の介護負担は大きい。先日、たまたま当事者の交流の場で器械による加圧式の胃ろうがあることをその母親が知った。負担軽減のため、現在の胃ろう注入に加圧式が取り入れられないか、今主治医に相談していると言う。在宅で日々追われている家族は医療の新しい情報を得づらい。生活の負担が軽くなる情報、技術の進歩を随時伝えて欲しい。また、開発して欲しい。

担当課	回答
子ども発達支援課	障がい児一人ひとりの症状は様々であり、県から随時一律に情報提供することは難しいと考えていますが、県立療育機関等にお出向きの際、ご不便に感じている点等具体的にご相談いただければ、個別に対応することは可能です。

No	分野	2. 保健・医療__ (4) 人材の育成・確保 4. 生活環境__ (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
21		医療ケアを必要とする在宅の重症児者が増えている現状に生活を支えるサービスが追いつかず、事業所、人材が不足している。特に医ケアができる有資格者の存在がサービスに必須であるため、県下の医療系の大学、専門学校にも協力をお願いしたい。障がい者に配慮したまちづくり的な視点でも、地域の拠点になる場所にある県下の医療系の大学、専門学校の存在は魅力である。企画や福祉のサービスで活用できたら、と思う。

担当課	回答
障がい福祉課 (障がい福祉サービス担当)	今後、自立支援協議会等の場で、障害福祉サービス事業に関わる人材育成について、検討を始める予定ですが、その中で県下の医療系の大学、専門学校との連携についても、検討していきます。

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
22		あらゆる防災に対応することは困難と思うが、いく通りかの対策が必要と思う。避難訓練の実際や避難に役立つ情報を教えて欲しい。災害に備える物として、ジュニアサイズの紙オムツや摂食嚥下障害のある重症児者が食べられるように保存可能な加工食やとろみ調整剤は必須である。吸引や吸入などのために携帯用の発電機も備えて欲しい。(支給対象にはならないか)

担当課	回答
危機管理政策課 危機対策・情報課	<p>【危機対策・情報課】 気象注警報や地震情報などをもとに、避難の支援者とともに早めの避難行動を心がけていただくことが必要です。気象注警報や地震情報などについては、「あんしんトリブメール」や「Yahoo!防災速報」等に事前に登録していただくことで、携帯電話で受信することができます。</p> <p>【危機管理政策課】 鳥取県ならではの防災文化づくりの一環として、人と人の絆を基調とした助け合いの取組のひとつとして、「支え愛マップ」づくりや「支え愛マップ」を用いた避難訓練への助成を行う等の支援を市町村や県・市町村社会福祉協議会と連携して進めていますので、お住まいの地区(集落)での取組状況について地元市町村や市町村社会福祉協議会にご相談いただけますよう、お願いします。 また県では、必要な物資の整備について、「福祉避難所事前配置資機材整備事業」補助制度を設けており、市町村に福祉避難所への避難が想定される方の実態に応じた事前の資機材等の整備を働き掛けているところです。 なお、県や市町村では連携して防災備蓄を行っており、紙おむつ(大人用、子供用とも)や、要配慮者向けの備蓄食(アルファ化米かゆなど)、発電機などをニーズに応じて避難所へ届けることとしています。また、市町村が行う備蓄について、その費用の助成を行っています。なお、災害時には保健師が巡回を行う等、避難者の健康状態や、配慮が必要な方の確認を行うこととしており、必要な物資等を調達したり、適切なケアが受けられるよう状況に応じて福祉避難所や医療機関などに移っていただくことを想定しています。</p>

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
23		昨年初めて手話パフォーマンス甲子園を親子でライブで観てとても感銘を受けた。重症児者にも伝わりやすい内容だと思った。出場した方々が重症児者向けの県内の企画、施設、養護学校への訪問等で交流、学習のひとつとして取り組むことはできないかと思った。

担当課	回答
特別支援教育課 障がい福祉課(情報AC担当)	<p>【障がい福祉課】 教育サイドと連携していきたいと思えます。</p> <p>【特別支援教育課】 学校間交流等の機会を生かしていきたいと思えます。</p>

障害者施策推進協議会委員名	秋田 松夫
---------------	-------

鳥取県精神障害者家族会連合会副会長

No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
24		他の障がい者の方と同じサービスが受けられるよう、はやい対策をお願いします。

担当課	回答
障がい福祉課	どのような公的な、または準公的なサービスに不足があり、また、障がい種別毎に差異があることよって、不利益があることを感じておられるのか、具体的にお知らせいただきたいと思えます。

障害者施策推進協議会委員名	南前 素子
---------------	-------

(特非)鳥取県自閉症協会理事

No	分野	1. 生活支援_(5)人材の育成・確保
25		毎年、自閉症・発達障がいへの理解・啓発の研修や強度行動障害への研修等、充実が図られていると感じています。しかし単発の講演会や研修のみでは、現場への実践になかなか活かすことができません。各年齢別であることと基礎編からステップアップ編・フォローアップ編と連続講座の企画を希望します。

担当課	回答
子ども発達支援課	思春期・青年期における発達障がい児者の相談対応が可能な人材を育成していくため、毎年、就労移行支援事業所、短大・専門学校、特別支援学校職員、市町村保健師等を対象に、自己認知の促進、本人・保護者への相談支援、二次障がいへの対応と支援、面接の仕方、就労へのつなぎ等の内容の研修を、年6回にわたって実施しています。また、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に研修を実施し、発達障がい児者に携わる支援者の育成を行っています。受講者にとって有用な内容となるように研修内容を検討したいと思いますし、『エール』発達障がい者支援センターなど県主催の研修についても、今後さらに充実できるよう引き続き取り組んでいきます。

No	分野	1. 生活支援_(4)サービスの質の向上等
26		放課後等デイサービス支援充実事業が新規事業としてあげられました。支援員向けの専門研修によりサービスの格差が軽減され、安定したサービスが受けられることを期待しています。

担当課	回答
子ども発達支援課	放課後等デイサービス支援充実事業は、放課後等デイサービス事業所の設置者、管理者、児童発達支援管理責任者を対象とした研修を実施することで、支援の質を向上、充実させることを目的とした事業であり、支援員向けの専門研修ではありませんが、サービスの質の向上と安定に取り組んでいきます。

No	分野	1. 生活支援_(4)サービスの質の向上等
27		自閉症・発達障がいのある児童が、地域の小学校の児童クラブを利用する場合、児童クラブ職員へ児童の特性等の申し送りの不備や自閉症・発達障がい特性の理解がないままの支援が行われ、辛い日々を送る現状が続いています。児童クラブ職員採用の時点で資格等が不問だったりするので、全く経験のない方が職員になる場合があります。また管轄が学校教育課ではないために、在籍学校からの申し送りもなされない場合もあります。近年診断のないグレーゾーンの児童も利用が増えています。児童クラブ内でのトラブルが軽減されるためにも、児童クラブ職員への研修の充実と在籍学校との連携をお願いしたい。

担当課	回答
子ども発達支援課 子育て応援課	<p>【子ども発達支援課】 放課後児童クラブの職員等を対象として、毎年、子ども発達支援課と子育て応援課で発達障がいに関する研修を実施しており、今後も引き続き実施します。放課後児童クラブの職員が子どもの在籍学校と連携して支援することは必要なことであり、学校との連携が図られるように、県教育委員会と相談します。</p> <p>【子育て応援課】 放課後児童クラブ運営指針では、障がいのある子どもへの対応や、学校と連携し子どもの生活の連続性を保障することなどが盛り込まれており、在籍校との連携を図るよう定められています。指針に盛り込まれた内容を各クラブで実践していただくため、平成31年以降、放課後児童クラブに必ず1名置かなければならない「放課後児童支援員」の資格認定研修の中で、発達障がいの特性への理解や、学校・地域との連携について学ぶこととしており、現在、多くの方に受講を進めていただいているところです。今後も研修を通じた運営指針の徹底とともに、教育委員会と連携し、小学校との情報共有が図られるよう努めます。</p>

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等_(2)教育環境の整備
28		自閉症・発達障がいのある方には、合理的配慮の充実が有効と理解されています。個人の特性をふまえて分かり易くする環境の整備は、その子の行動の安定にもなります。最近では感覚の過敏による辛さも注目されるようになりました。音・明るさ・など健康の人には分からないものがあることを理解し、必要な物は配備や配慮をお願いしたい。たとえば明るさなら教室の電気のワットを抑える・遮光カーテンの利用、色つきのメガネの着用、音ならイヤーマフの利用などです。イヤーマフは購入しても、感覚過敏等さまざまな理由で使用できないこともあります。事前にイヤーマフの着用体験ができると安心して購入することが出来ますので、県内各教育局、県立の特別支援学校などへの配備を希望します。

担当課	回答
特別支援教育課	児童生徒一人一人の特性に応じて合理的配慮の提供を行うことはとても重要であり、各学校において本人・保護者との共通理解を進めながら、取り組んでいるところです。必要な機器等の環境整備については、管轄する教育委員会を中心に行っているところですので、連携や情報共有を図りながら検討していきたいと思っています。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等_(2)教育環境の整備
29		特別支援学級・LD等特別支援に関わる非常勤の先生方がおられます。また、市町村でも特別支援教育支援員の配置がされています。その先生方には、日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学活動上のサポートをしていただくという、大事な部分を担っていただいております。教員免許状のある先生もおられますが、資格を問わない任用で、勤務時間等の関係から研修の機会がないと聞いております。自閉症・発達障がいのある児童生徒に対し、適切な良い支援をしていただくためにも、非常勤・支援員の先生方にも研修は必要と思います。ぜひ、県もしくは市町村で、先生方の研修会を計画していただきたいと思っています。

担当課	回答
特別支援教育課	市町村教育委員会と連携を図りながら、必要な研修の在り方について検討していきたいと思っています。

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援_(4)経済的自立の支援
30		<p>近年、企業の障がい者雇用は、雇用率・支援制度とも充実してきました。しかし雇用形態はパートなど不安定であったり、当事者の心身の状態や企業側の理由により、勤務時間も短かったです。そのため給与だけでは経済的自立が難しいのが現状です。障害者年金制度もありますが、受給条件が厳しく受給出来ない障がい者の方も多です。親亡き後の事を考えると経済的自立は深刻な問題です。年金受給条件の緩和や見直し、あるいは自閉症・発達障がい者を考慮した支援制度を望みます。</p>

担当課	回答
就業支援課 障がい福祉課	<p>ご意見のありました障害年金制度については、日本年金機構の所管であり、県の所管している制度ではございませんので、ご回答は出来ませんが、障がい者の就業支援について、県では平成27年7月に「障がい者新規雇用1000人創出に向けたロードマップ」を策定し、雇用の場の創出、離職防止、一般就労への加速を柱とした具体的な施策を推進しています。</p> <p>障がいのある方が希望した雇用体系で就労するためには、職場定着が重要なことから、28年度から「訪問型ジョブコーチ設置促進事業」及び「訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業」により、ジョブコーチを増員することで職場定着の支援体制の強化を図っているところです。</p> <p>また、29年度は、正規雇用転換助成金の制度拡充を行い、障がい者を非正規から正規に雇用転換した場合に、従来の助成金に10万円を加算することとし、障がい者の正規雇用の促進を図ることとしました。</p> <p>発達障がいのある方への支援については、28年度に発達障がいのある方の就職を支援するため、発達障がいに特化した就労訓練を行う「オフィス型ジョブトレーニングセンター・クロスジョブ米子」を米子市に開設したところですが、29年度はその取組を広く企業や当事者、支援者等に周知するための研修会を開催し、発達障がいをお持ちの方でもトレーニングによって安定した就労が可能になった事例や、雇用の好事例を企業に御紹介することで、発達障がいのある方の雇用を支援する取組を行っているところです。</p> <p>引き続き、こうした取組を通じて障がい者の安定雇用の促進を図ってまいります。</p>

No	分野	1. 生活支援_(4)サービスの質の向上等
31		<p>生活介護事業所不足の問題はなかなか解決できない状況ですが、今ある事業所の環境の整備や支援員確保・支援員の研修等の工夫で、自閉症・発達障がいの方が安心して利用できるようになって欲しい。また、事業所内で問題解決をするのではなく、事業所連絡会等を作り、それぞれの環境整備や支援内容を話し、専門家のアドバイスをもらい研鑽できるような研修を重ねてもらいたい。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(障がい福祉サービス担当)	<p>県ではサービス事業所等従事者を対象にした種々の研修を実施しています。研修の内容については、相談支援従事者やサービス事業所で指導的立場にある方などで構成する検討会で見直しや工夫を図っています。また、行動障がい等により支援が困難な事例を抱える事業所に対しては、専門家を招致しての検討会等に要する経費等を助成する制度を設けており、積極的な活用を促し、サービスの質の向上を図っていきます。</p>

No	分野	1. 生活支援_(1)相談支援体制の構築
32		<p>昨年度改正された「発達障がい者支援法」では、「家族支援」についての記載があります。学校、事業所、役所の窓口でも、保護者が本人に代わって対応しますが、相談してもどうすればいいのか分からないこともありますし、不登校など学校との調整が必要な場合に、保護者が多くの先生に囲まれて話し合いの席につくのは、緊張を強いられるものです。安心できる第三者の同席や、当事者と公的機関を繋ぐコーディネーターによる支援の必要性を感じています。そのためにも、特別支援教育主任(コーディネーター)の毎年の研修の継続と、市町をまたいで学校(学齢期)と家庭をコーディネートしていただける人材の確保を希望します。</p> <p>また、幼児期に診断ができて、障がい特性の説明や育て方のポイントも学ぶ機会のないまま、思春期を迎えて慌てる保護者の相談が舞い込むことが、しばしばあります。学校や医療と福祉が適切に連携をし、保護者への支援が行われるように希望します。なお、この保護者支援に関して、市町村単位での取り組みには好事例もあると思います。今後は県内限なく、何らかの支援が受けられる体制が整うよう、県の指導力に期待します。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課 特別支援教育課	<p>【子ども発達支援課】 家族支援の1つとして、県では市町村の保健師等を対象として、ペアレント・トレーニングを実施できる指導者の養成を行っています。</p> <p>また、平成28年度から、『エール』発達障がい者支援センターに発達障がい者支援地域マネージャーを配置し、市町村の発達障がい支援体制の整備を後方支援しており、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>【特別支援教育課】 特別支援教育主任の研修については、県として新任を対象に研修を行っているところです。また、各市町村においても実態に応じた研修を行っているところです。</p> <p>県と市町村と連携しながら、専門性向上に努めていきたいと思います。</p>

No	分野	8. あいサポート運動の推進_(1)県内での取組み
33		<p>障がい者全般は「あいサポート事業」で取り組まれ、手話条例に続いて、「みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の制定にも取り組まれています。発達障がいに関して「相談するところがない」「何処に相談するといのか分からない」と言った声を、すでに診断がついたお子さんを育てている方からも聞くような実態です。また、学校教育下でも発達障がいの理解をしていただくことが難しいと痛感しています。発達障がいについては「シロウクマ先生」のDVDや冊子など、理解と啓発の成果物が作られて学校等に配布されています。しかしDVDの所在が分からなくなっている学校もあり、有効に活用されているとは思えない現状もあります。すでに作成された成果物の有効利用を工夫いただくなど、福祉・医療・教育が連携して、発達障がいへの理解と啓発のための事業を推進してください。</p>

担当課	回答
子ども発達支援課	<p>保護者をはじめとした県民向けに作成した「発達障がい啓発リーフレット」に、各種相談機関を掲載しております。子どもの年齢や困っている内容によって様々な相談場所があります。相談していただくことで障がい特性の説明や育て方のポイントもお伝えできると思います。リーフレットは、幼保小中の保護者へ、3年間継続配布し、かなり周知されてきたと感じています。今後も理解啓発を推進していきます。</p> <p>また、幼保小中に配布したシロウクマ先生の発達障がい啓発DVDの活用については、鳥取県教育委員会が主催する研修会及び文書等で呼びかけてもらうよう県教育委員会に依頼済みです。</p>

障害者施策推進協議会委員名	大本 裕之
---------------	-------

県腎友会会長

No	分野	1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築
34		<p>わたし達腎友会は、昨年からの補助をいただいて相談活動を始めました。いくつかの課題も見えてきました。</p> <p>相談室において、相談者を待っていてもなかなか相談には来てもらえない。相談事はないのではと思うのですが、話をすると悩んでおられたり、アンケートの中には悩みなど書かれているのです。</p> <p>そこで、今年から、新しく透析にはいられた方には、電話か訪問をして、定期的に連絡を取って行こうと決めました。待ちの相談から、出かける相談へと変えていけたらと考えています。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(生活支援担当)	<p>昨年度からの事業について、1年間実施した中で課題に感じられていることを中心に、よりよい事業となるよう、検討を深めていただいているものと理解しています。新たな取組を進めるにあたり、必要な経費などについては、平成30年度予算に向けて、個別にご相談いただきたいと思います。</p>

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (1) インクルーシブ教育システムの構築 7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (3) 高等教育における支援の推進
35		<p>近年、学校教育の場でも多様化がすすんでいて、すばらしいことだと感じています。その中において、学習障がい児は15人に1人の割合で在籍していると言われていて、特別支援学校、特別支援学級、通常学級などに在籍しているのが現状です。</p> <p>その中で、小、中、高の連携は取れているのでしょうか。(教育内容も含めて)特に、中学校から高校へと向かう時の保護者、生徒への対応が非常に遅れているように感じます。</p> <p>例えば、進路の問題を中学校1年時から話し合われているのか、目標をもって生活できているのかなど。保護者との話し合いは絶対必要(進路選択が迫ってからの相談では遅い。定期的な話し合いが必要だと思ふ。)</p> <p>また、特別支援学級から、普通高校への進学は可能なのですか。進学した場合、どのような問題が起こっているのでしょうか。障がいのない子どもたちの中で、どんな配慮がされているのでしょうか。</p> <p>そして、就職、また学びたい子にとっての選択肢は?</p>

担当課	回答
特別支援教育課	<p>早期から個別の教育支援計画の作成・活用を推進してきており、保護者との共通理解も進めながら校種間への引継ぎの活用推進を図っているところであり、中学校から高等学校への引継ぎについては、平成23年度入学者からシステム化を進めてきたところです。</p> <p>進路相談についても、早い段階から教育相談を行うことは重要であると認識しているところであり、特別支援学級在籍生徒において、本人の実態に応じて高等学校へ進学する生徒もいることから、中学校から高等学校への引継ぎを積極的に啓発しているところです。</p> <p>個別の教育支援計画の効果的な活用を進めるとともに、市町村教育委員会や各学校への情報提供、理解啓発を引き続き進めていきたいと思ふ。</p>

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等 2. 保健・医療__ (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
36		<p>CKD(慢性腎臓病)から、腎不全、透析(内部障がい者)・移植へとという段階を経て、私たちは今日生かされているんですが。私たちがCKD対策として、啓発活動を年1回当会が県民講座を主催しています。(県民の方やCKDの患者の方参加が少ない)</p> <p>さらに、医師、行政、患者が手を組んで、せめて話し合える体制を作ってほしい。</p> <p>また、初期治療が大切ともいわれています。</p> <p>治療技術は日々変化しているが、あまりにも県内の病院で格差が大きいといえる。専門医に当初から見ただいただいていたらという声をよく聞く。専門医を育てていただきたい。腎臓病から人工透析に入らないためには、かかりつけ医から、早めに専門医という道筋も大切な要因です。</p>

担当課	回答
健康政策課 医療政策課	<p>【健康政策課】 県民講座の受講者の確保や、医師等と手を組んだ話し合いの体制づくりについては、鳥取県腎友会と連携して効果的な方策を検討していきます。</p> <p>【医療政策課】 診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく予定です。</p>

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実等
37		<p>地域医療構想が進んでいるように感じますが、入院時の病床の減少や合併症にいつも気を使っている透析患者の入院は透析施設と入院施設があることが一番なのですが、果たしてこの地域医療構想の中に組み入れられるのでしょうか。</p>

担当課	回答
医療政策課	<p>地域医療構想では、病床の機能の分化及び連携の推進により、医療機関の役割分担・連携を進めることとしていますが、そのための取組も医療機関の自主的な判断を基本としており、それぞれの地域にふさわしい透析医療の提供について関係医療機関が連携しながら進めていただきたいと思います。</p>

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
38		<p>日頃から治療、食事制限、水などが必要な障がい者にとって、治療施設・食事・水の維持の確保が一番である。特に、治療施設の確保が一番です。これらは、病院任せでしょうか? 患者にも知らせていただく情報公開があってもいいのではないのでしょうか。</p>

担当課	回答
医療政策課	<p>県としては、障がい特性に応じた避難所の設置について、市町村に配慮を求めます。特別な医療(透析)については、昨年の鳥取県中部地震においても、透析医療機関の水の確保や患者の転院搬送など、施設の早期復旧や圏域外の医療機関との連携調整に努めたところであり、今後も、災害時での患者の対応先を迅速に確保できるよう努めていきます。</p> <p>なお、災害時の透析医療に必要な設備(自家発電装置、貯水槽等)の整備に係る補助制度を創設について、国に要望しているところです。</p> <p>また、避難所での食事制限については、非常時ということもあり、基本的には自己管理による対応になりますが、避難所に配置されている保健師等がサポートに努めます。</p>

No	分野
	9. 差別の解消及び権利擁護の推進_(1)障がい者を理由とする差別の解消の推進
39	<p>昨年、ある芸能人が、9月19日「自業自得の人工透析なんて、全員自己負担にせよ！無理だと泣くならそのまま殺せ！今のシステムは日本を滅ぼすだけ！！」という題のブログを書き込みました。たくさんの方々が心を痛め、憤りを覚えました。これに対して当事者・団体が抗議文を出し、謝罪、ブログの削除を求めましたが、ますます、馬鹿にしたようなブログが続きました。10月6日に他のテレビ局の降板が決まり、ブログも終わりました。こんな時、手の打ちようがなく、その情報は垂れ流し状態でした。どうにかならないものなのでしょうか？</p> <p>また、最近障がい者に対する攻撃的な行為(障がい者施設、病院での)が多様に思われます。弱い立場の者が攻撃される社会を感じます。私たち自身も今できることをしっかりと取り組みながら、お互い思いあって生活しようと話し合いました。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(社会参加推進担当)	<p>当該発言については、障がい者の人権を無視した不適切なものであったと考えます。県では、今年9月1日に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」を施行します。</p> <p>これは、本県がこれまで取り組んできたあいサポート運動、障がい福祉サービスの充実、手話言語の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指すものです。</p> <p>今後も「障がいを知り、共に生きる」社会づくりを一層推進していきたいと考えています。</p>

障害者施策推進協議会委員名	森田 多賀枝
---------------	--------

県高次脳機能障害者家族会会長

No	分野
	1. 生活支援_(1)相談支援体制の構築
40	<p>高次脳機能障がいの相談で行政の窓口に行ったが、あちこちにたらい回しにされて苦しかった、という意見が未だに寄せられている。窓口の担当は交代もあるだろうが、きちんと対応できるようにしてほしい。</p> <p>【説明】 高次脳機能障がいについての相談をしたいと思っても、高次脳機能障がいの抱える問題は複合的であることも多く、当事者や家族には悩んでいる内容をうまく整理しきれないということが少なくない。一方で、市町村などの相談窓口担当者は異動等の事情もあり、自分の担当以外の仕事には詳しくないので、よく話を聞かず「別の所属に任せてしまうこと」がある。その結果、なかなか本来対応すべき所属に最初からつなげてもらえないということが起きている。</p> <p>本来は総合的に話をきいてもらえるような担当者がいれば良いが、行政の特性上難しいと思うので、例えば、はじめに相談を聞く際に相談者が抱える問題をきちんと整理できるよう工夫する、相談専門員等の専門家にはやくから入ってもらい一緒に相談をきくなど、相談内容を適切に把握し対応できるような体制づくりをしてほしい。</p> <p>(具体的な案件) 市町村の相談窓口で相談に行ったら、障がい福祉担当課を含めいくつかの所属にまわされた後、最後に保健師が相談を受けることになった。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(精神保健担当)	<p>高次脳機能障がいのある方への相談支援体制については、医療法人十字会野島病院に「高次脳機能障がい者支援拠点機関」(以下「拠点機関」という。)を設置し、専門的な相談の対応を行う外、県福祉保健局、市町村、鳥取県高次脳機能障害者家族会でも相談対応、拠点機関との連携を行っています。</p> <p>また、東部・中部・西部の二次医療圏毎に、市町村担当課、医療機関、障がい者相談支援事業所等、高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施しています。</p> <p>今年度は、啓発用リーフレットも改訂し、改めて市町村等に高次脳機能障がいの啓発を行ったところです。引き続き、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図っていきます。</p>

No	分野
	2. 保健・医療_(1)保健・医療の充実等
41	<p>高次脳機能障がいになった際のケガ・病気により診察してもらい医療の科が異なる。長期にわたる障害年金の更新がどの科でもスムーズにできるような体制にしてほしい。</p> <p>【説明】 例えば交通事故が原因の場合、治療の段階では脳外科にかかり、治療としてできることがなくなると、障害年金の手続きをしなければならないこともあり、精神科にかかるようになる。このように、高次脳障がいでは治療・リハビリを担当する科・病院と、その後かかることになる科・病院が異なるケースがある。</p> <p>ひとつの病院内に治療を担当する科、リハビリを担当する科、精神科が揃っていればうまく連携や引継ぎができるが、治療・リハビリを担当した科や病院から精神科・精神病院への連携がない場合、症状の引継ぎがうまくいかなかったり、当事者が障害年金の手続のために一から病院を探したりしなければならなくなっている。</p> <p>また高次脳機能障がい者には若年層も多く、障害年金の受給も長期にわたる。病院内で担当医師が変わった場合や何らかの事情でかかっていた個人病院に通えなくなった場合に、引継ぎ等がうまくできていないと本人たちが困ることになる。</p> <p>具体的には担当課なども検討しなければならないと思うが、医師会などからの精神科・精神病院でも治療を担当する病院との連携や症状の引継ぎ、障害年金の手続が十分にできるよう呼びかけてもらうなど、工夫が必要になると思う。</p>

担当課	回答
障がい福祉課(精神保健担当)	<p>高次脳機能障がいは、受傷時の治療とその後の支援について担当科・病院が異なるため、医療機関間や関係機関同士の連携が必要になってきます。県では、各関係機関との連携を図るため、医療法人十字会野島病院に「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置し、相談内容に応じた関係機関との連携を図る外、東部・中部・西部の二次医療圏毎に、市町村担当課、医療機関、障がい者相談支援事業所等、高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討や意見交換会等を実施し、関係機関との連携を深めており、今後もこれらを継続して実施していくとともに、必要に応じてさらに連携を図る取組についても考慮していきたいと考えております。</p> <p>なお、治療を終えて、どこで医療機関も受診していない方については、高次脳機能障がい者支援拠点機関へご相談いただいたり、県のHP「高次脳機能障がい支援サイト」に掲載されている、高次脳機能障がいを支援する医療機関にご相談いただくことにより、さらなる支援につながることも可能であると考えております。</p>

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
42		GH夜間世話人配置にかかる単県補助事業について GH利用者の加齢に伴い身体機能の低下が顕著となり、今後この傾向は一段と加速されることが予測される。その結果複雑で多様なニーズが生じ密度の濃い支援が求められると思います。同時にGHの密室性、虐待防止の観点からも常勤スタッフでかつ有資格者で対応する必要があります。このようなニーズに応えられる体制で支援継続が行われるよう報酬単価及び補助事業の充実を求めます。

担当課	回答
障がい福祉課 (障がい福祉サービス担当)	従前から本県では、利用者の高齢化・重度化といったニーズに応える支援が行われるよう、必要な障がい福祉サービスについて十分な報酬の設定がされるよう国に要望しているところです。 また、平成30年度に障がい福祉サービスに係る報酬改定が予定されていますが、その内容は現在のところ明らかになっていません。今後の動向に注視し、必要に応じて、GH夜間世話人に係る県の補助事業の見直しについても検討します。

No	分野	1. 生活支援__ (4)サービスの質の向上等
43		食事提供体制加算について 報酬改定に向けて加算の廃止となることが無いよう国に対し要望していただきたい。利用抑制の防止、適切な食事摂取の観点から継続を求めます。

担当課	回答
障がい福祉課 (障がい福祉サービス担当)	平成30年度に障がい福祉サービスに係る報酬改定が予定されていますが、その内容は明らかになっていません。今後の動向に注視しつつ、機会を捉えて、必要な制度の継続を訴えていきます。

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
44		人材の育成・確保について 高齢者介護分野のみならず障害福祉分野でも人材の確保が年々困難となりつつあります。とりわけ夜勤体制やローテーション勤務がネックになっている感が現場感覚としてあります。処遇改善加算等有効に活用しながら取り組んでおりますがそれでも厳しい現状であります。事業所の取り組みはもちろんですが行政による人材確保に向けての更なる充実を求めます。

担当課	回答
障がい福祉課 (障がい福祉サービス担当・生活支援担当)	今後、自立支援協議会等の場で、障害福祉サービス事業に関わる人材育成について、検討を始める予定ですので、御意見をお寄せ下さい。